協力金要件確認フローチャート

京都府内の飲食店・遊興施設等（以下「対象施設」という。）を運営している企業・団体、個人事業主ですか？
- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

飲食店営業や喫茶店営業など、営業に必要な許認可等を取得していますか？
- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証ステッカー」若しくは「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン推進宣言事業所ステッカー」の交付を受けていますか？又は業種別ガイドライン等に基づき感染防止に取り組んでいますか？
- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

要請日（令和3年9月9日）以前から営業していましたか？
- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

対象施設について、要請日（9月9日※）以前から、午後8時から翌朝午前5時までの時間帯に営業していましたか？
- いいえ → 対象施設について、要請日（9月9日※）以前は酒類提供又はカラオケ設備の提供を行っていましたか？
  - いいえ → 協力金の申請はできません。
  - はい ↓

（※12/21～3/21及び4/5～9/12の営業時間短縮要請等に応じた方はその応じた期間以前）

営業時間短縮要請（※）・休業要請への協力開始日から令和3年9月30日までの間、定休日等の店休日を除き、連続して京都府の営業時間短縮要請（※）又は休業要請に協力しましたか？
※酒類提供・カラオケ設備の提供をとりやめた上で、営業時間短縮要請に応じたことが必要です。
- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

休業要請への協力開始日から令和3年9月30日までの間、定休日等の店休日を除き、連続して京都府の休業要請に協力しましたか？
- いいえ → 協力金の申請はできません。
- はい ↓

緊急事態措置協力金（延長分）【9/13～9/30実施分】の申請ができます。